

第4号様式(第4条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年3月22日執行 戸田市長選挙
候補者

記

運送等契約区分 〔該当する方の番号に○〕 をしてください。	一般乗用旅客自動車 1 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
一般乗用旅客自動車運送事 業者等の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては その代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	1日当たりの金 額
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、一般乗用旅客自動車運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出してください。
- 2 一般乗用旅客自動車運送事業者等が戸田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、戸田市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、戸田市に支払を請求することはできません。